

第三十二号議案

江戸川区情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月二十三日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区情報公開条例の一部を改正する条例

江戸川区情報公開条例（平成十三年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号八中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の改正により、独立行政法人が三つの類型に分けられたことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。